

平成26年8月1日から 「多数の集客が見込まれる催しで露店等を開設する場合」

消火器の準備と「露店等の開設届出書」の提出が必要になります。

京都府福知山市の花火大会で発生した事故の再発を防止し、適切な防火管理体制を徹底するため、津幡町火災予防条例の一部が改正されました。

祭礼、縁日、花火大会、展示会など多数の集客が見込まれる行事などで、対象火気器具等を取り扱う露店等を開設する場合、**消火器の準備**と管轄する**消防署への届出**が必要になります。(届出書は津幡町消防本部ホームページからもダウンロードできます。)

届出が必要な催しものは以下のフローチャートで確認しましょう。

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の集客が見込まれる催しに際して、対象火気器具を使用する露店等を開設する予定があるか？

はい

社会的な広がりのあるもの

・不特定多数の人が参加するもの
(自治会、PTA主催のバザーなどで面識のない人が参加する場合は、届出の対象となります。)

いいえ

個人的なつながりだけのもの

・近親者によるバーベキュー等、相互に面識がある人だけが参加するもの
届出の義務はありませんが、万が一の場合に備えて消火器を準備しましょう。

はい

管轄消防署へ届出が必要です

次ページの「露店等の開設届出書から開設までの手順」に従い実施してください。

※消火器は対象火気器具を設置する露店1店舗につき1本以上の消火器を設置してください。

消火器は住宅用消火器以外の国家検定品のものを設置すること。

届出は誰の義務？

「露店等を開設しようとする者」に義務があります。

ただし、1つの催しに複数の対象火気器具を使用する露店等が開設された場合は、個々の露店主が個別に管轄の消防署へ届出のではなく、当該の催し主催者・統括者、施設の管理者等が取りまとめて管轄の消防署へ届出ること。



露店等とは？

屋外における祭礼又は各種団体等が主催する催しものにおいて、露店、屋台店その他これらに類する店を開設し、物品等を販売又は提供するものをいいます。

対象火気器具等とは？

液体燃料(ガソリン等)、気体燃料(プロパンガス等)、固体燃料又は電気を熱源とし、火を使用する器具又はその使用に際し、火災が発生する恐れのある器具をいいます。具体的には、コンロ、フライヤー、たこ焼き器、IHコンロや発電機などが該当します。

コンロ



フライヤー



たこ焼き器



発電機



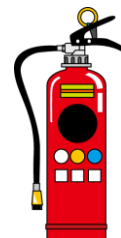
露店等の開設届出から開設までの手順

① 露店等の開設届出書作成
・露店等の開設場所と消火器の設置場所に係る概略図等を添付
(2部作成)

② 管轄の消防署へ提出
・提出のあった届出書の1部に受付処理をし、届出者へ「チェックシート」を添えて返却します。

③ 開設者は、チェックシートを活用し、露店開設の際の遵守事項をクリアしているか確認する。

④ 消防署は、必要に応じて現地確認、防火指導を実施します。



問合せ先 津幡町消防本部 予防課 (076)288-3000